

原発本第131号
2021年10月12日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申請者名 九州電力株式会社
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
2021年6月8日付け、原発本第42号をもって変更認可申請（2021年7月13日付け原発本
第75号で一部補正）しました、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下
記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（川内原子力発電所原子炉施
設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以上

添付 1

本文のうち「2. 変更の理由」の一部補正

2. 変更の理由

(1) 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い関連する条文の変更を行う。

- ・第 12 条の 2 （運転管理業務）
- ・第 13 条（巡視点検）
- ・第 83 条（重大事故等対処設備）
- ・第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）
- ・添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 記載の適正化に伴う変更

添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準について、記載の適正化（記載内容の明確化）を行うため変更を行う。

別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策
における機密に係る事項であるため公開できません。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設[*]を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="margin-left: 2em;"><中 略></p> <p style="margin-left: 2em;">※1 : 系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊時対策所設置及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p style="margin-left: 2em;">※2 : 運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するため、事故等を安全に収束させたるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設[*]を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="margin-left: 2em;"><中 略></p> <p style="margin-left: 2em;">※1 : 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設置及び通信連絡を行いうために必要な設備等をいう。</p> <p style="margin-left: 2em;">※2 : 運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p> <p style="text-align: right;">・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡回し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p style="text-align: right;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設置及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※1を除く。）を「運転基準」に基づき巡回し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p style="text-align: right;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設置及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第83条(重大事故等対処設備)		変更前	変更後	備考
83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備		<中略>	83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備	<中略>
第83条(重大事故等対処設備)				
3(3) 要求される措置				
適用モード:	条件件	要求される措置	要求される措置	
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足しない場合	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	完了時間48時間
モード1、2、3及び4	B. タンクローリの所要数を満足しない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又はB.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技師 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又はB.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技師 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	完了時間48時間
モード1、2、3及び4	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの確認を得て実施する。 又はC.2 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復する措置を要する重大事故等に対応設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	C. 1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの確認を得て実施する。 又はC.2 当直課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復する措置を要する重大事故等に対応設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	完了時間48時間
モード5、6及び7便用済燃料ビットに燃料油貯蔵タンクを貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足しない場合	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 又はA.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はA.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)及びモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 又はA.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はA.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)及びモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	完了時間48時間
モード5、6及び7便用済燃料ビットに燃料油貯蔵タンクを貯蔵している期間	B. タンクローリの所要数を満足しない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はB.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)及びモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 又はB.4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技師 ^{※5} の確認を得て実施する措置を開始する。	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はB.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)及びモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 又はB.4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技師 ^{※5} の確認を得て実施する措置を開始する。	完了時間48時間
※4 : 代替品の補充等				
※5 : 燃料補給を要する重大事故等対応設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車（中容量発電機車及び高圧発電機車）、直流水ポンプ用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水用水中ポンプ用送電機、使用済燃料ビット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機及び使用済燃料ビット水位（広域）（使用済燃料ビット監視装置用空気供給システム含む）をいう。				
※6 : 当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。				
※7 : 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考																																															
<p>表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td><td colspan="2">代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td></tr> <tr> <td>適用モード</td><td>設 備</td><td>所要数</td></tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td><td>1台×2^{※1} 代替緊急時対策所用発電機 タンクローリ</td><td>※2 ※2</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※2：「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を 定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>確 認 事 項</th><th>頻 度</th><th>相 当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td><td>発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td><td>1年に1回 3か月に1回</td><td>防災課長</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること		適用モード	設 備	所要数	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	1台×2 ^{※1} 代替緊急時対策所用発電機 タンクローリ	※2 ※2	項目	確 認 事 項	頻 度	相 当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長	<p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所(指揮所))</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td><td colspan="2">(1)緊急時対策所用発電機車による電源系^{※1}が動作可能であること (2)緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3)緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□k^{※2}JL_L であること</td></tr> <tr> <td>適用モード</td><td>設 備</td><td>所要数</td></tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td><td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td><td>1台×2^{※3} 1台^{※3} □k^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>確 認 事 項</th><th>頻 度</th><th>相 当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td><td>発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。</td><td>1年に1回</td><td>防災課長</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td><td>発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td><td>3か月に1回</td><td>防災課長</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td><td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 油量を確認する。</td><td>3か月に1回</td><td>防災課長</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(1)緊急時対策所用発電機車による電源系 ^{※1} が動作可能であること (2)緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3)緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□k ^{※2} JL _L であること		適用モード	設 備	所要数	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台×2 ^{※3} 1台 ^{※3} □k ^{※2}	項目	確 認 事 項	頻 度	相 当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 油量を確認する。	3か月に1回	防災課長
項目	運転上の制限																																																
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること																																																
適用モード	設 備	所要数																																															
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	1台×2 ^{※1} 代替緊急時対策所用発電機 タンクローリ	※2 ※2																																															
項目	確 認 事 項	頻 度	相 当																																														
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長																																														
項目	運転上の制限																																																
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	(1)緊急時対策所用発電機車による電源系 ^{※1} が動作可能であること (2)緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が動作可能であること (3)緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□k ^{※2} JL _L であること																																																
適用モード	設 備	所要数																																															
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台×2 ^{※3} 1台 ^{※3} □k ^{※2}																																															
項目	確 認 事 項	頻 度	相 当																																														
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態(電圧等) に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長																																														
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																														
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前				変更後																												
(3) 要求される措置				備考																												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.2 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>C. 条件A又はBの措置を完了できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td></td> <td>※3 : 代替品の補充等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} の確認を得て実施する。	30日	モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.2 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。	30日	モード1、2、3及び4	C. 条件A又はBの措置を完了できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	10日	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※3 : 代替品の補充等					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																													
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} の確認を得て実施する。	30日																													
モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.2 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。	30日																													
モード1、2、3及び4	C. 条件A又はBの措置を完了できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	10日																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※3 : 代替品の補充等																														
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合</td> <td>C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td></td> <td>※4 : 代替品の補充等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	モード1、2、3及び4	C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	モード1、2、3及び4	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※4 : 代替品の補充等	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																													
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																													
モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																													
モード1、2、3及び4	C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																													
モード1、2、3及び4	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※4 : 代替品の補充等																														
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</td> <td>B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合</td> <td>C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用燃料ビットによる期間</td> <td></td> <td>※5 : 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	モード1、2、3及び4	C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	モード1、2、3及び4	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※5 : 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。	
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																													
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																													
モード1、2、3及び4	B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日																													
モード1、2、3及び4	C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	C.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																													
モード1、2、3及び4	D. 条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																													
モード5、6及び使用燃料ビットによる期間		※5 : 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。																														

三) 要求之措置

モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用送電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用送電機2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置※3を得て実施する。	30日
	B. 動作可能な代替緊急時対策所用送電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用送電機1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置※3を得て実施する。	10日
	C. 条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当課長は、モード3にする。 C.2 当課長は、モード5にする。	12時間
モード5、6及び使用済燃料ボックストラックを運搬している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用送電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用送電機2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 防災課長は、代替措置※3を得て実施する。	56時間

◎ 2 · 代轉口的補充

- 6 -

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後													
運転上の制限		備考													
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統^{*1}以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td><td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統^{*1}以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備^{*2}が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{*1} 以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 ^{*1} 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 ^{*2} が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること										
項目	運転上の制限														
(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{*1} 以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 ^{*1} 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 ^{*2} が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること														
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td><td>代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化装置(総合除去効率^{*3}が99.75% (有機よう素)以上であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)</td><td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>酸素濃度計</td><td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td></tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td><td>代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。</td></tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化装置(総合除去効率 ^{*3} が99.75% (有機よう素)以上であることを確認する。	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。		
項目	確認事項														
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化装置(総合除去効率 ^{*3} が99.75% (有機よう素)以上であることを確認する。														
代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。														
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。														
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。														
代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。														
<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系代替緊急時対策所加圧設備居住性確保設備</td><td>(1)代替緊急時対策所空気浄化系 (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td></tr> <tr> <td>適用モード</td><td>適用モード 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気ボンベ(緊急時対策所用) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)</td></tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 400本以上^{*2} 1台^{*2} 1基^{*2} 1個^{*2} 1個^{*2} 1個^{*2} 1基^{*2} ※3</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td>二酸化炭素濃度計</td></tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td><td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ(加圧判断用)</td><td>可搬型エリアモニタ(加圧判断用)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基 ※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ボンベ(緊急時対策所用)1,400本以上 ※3：緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数 ※4：[83-18-1 監視測定設備]において運転上の制限を定める。</p>		項目	運転上の制限	代替緊急時対策所空気浄化系代替緊急時対策所加圧設備居住性確保設備	(1)代替緊急時対策所空気浄化系 (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	適用モード	適用モード 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気ボンベ(緊急時対策所用) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 400本以上 ^{*2} 1台 ^{*2} 1基 ^{*2} 1個 ^{*2} 1個 ^{*2} 1個 ^{*2} 1基 ^{*2} ※3	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタ	可搬型エリアモニタ(加圧判断用)	可搬型エリアモニタ(加圧判断用)
項目	運転上の制限														
代替緊急時対策所空気浄化系代替緊急時対策所加圧設備居住性確保設備	(1)代替緊急時対策所空気浄化系 (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ) (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること														
適用モード	適用モード 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気ボンベ(緊急時対策所用) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)														
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 400本以上 ^{*2} 1台 ^{*2} 1基 ^{*2} 1個 ^{*2} 1個 ^{*2} 1個 ^{*2} 1基 ^{*2} ※3														
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計														
代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタ														
可搬型エリアモニタ(加圧判断用)	可搬型エリアモニタ(加圧判断用)														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考
(3) 要求される措置				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリニアモニタが所要数を満足しない場合	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
B.	代替緊急時対策所エリニアモニタが動作不能である場合	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
C.	代替緊急時対策所エリニアモニタが所要数を満足していない場合	C. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	C. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
D.	使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
E.	条件B、C又はDの措置を完了時間に達成できない場合	E. 1 当直課長は、モード3にする。 E. 2 当直課長は、モード5にする。	E. 1 条件B、C又はDを完了時間に達成できない場合 E. 2 当直課長は、モード3にする。	12時間 56時間
モード5、6及び使用燃料ビットを燃料体をしている期間	A. エリニアモニタが所要数を満足しない場合	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
B.	代替緊急時対策所エリニアモニタが動作不能である場合	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
C.	代替緊急時対策所エリニアモニタが所要数を満足していない場合	C. 1 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	C. 1 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
D.	使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足しない場合	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリニアモニタが所要数を満足しない場合	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A. 1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 安全管理課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
B.	代替緊急時対策所エリニアモニタが動作不能である場合	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	B. 1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
C.	代替緊急時対策所エリニアモニタが所要数を満足していない場合	C. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	C. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
D.	使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足しない場合	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	D. 1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D. 2 防災課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに

※5：代替品の補充等

※4：代替品の補充等

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前 変更後	備考 •緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更	<p style="text-align: center;">表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p style="text-align: center;">83-20-1 通信連絡</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数・系統数^①</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置^③</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> 通信連絡設備 </td><td>衛星携帯電話設備</td> <td>8台</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> モード1、2、3及び4 </td><td>A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置^④が所要数を満足していない場合 又は B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合 又は C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）^⑤が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備^⑥が動作不能である場合 又は D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合 </td><td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^⑦を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置^⑦を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置^⑧を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。 </td><td>10日^⑨ 10日 10日^⑨ 10日</td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> 衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。 無線連絡設備の通話確認を実施する。 </td><td>1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>8台</td> <td>B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置^⑦を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日 10日</td> <td>3か月に1回</td> <td>技術課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話設備</td> <td>24台</td> <td>C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置^⑧を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日^⑨ 10日</td> <td>3か月に1回</td> <td>技術課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>SPDSデータ表示装置</td> <td>2台</td> <td>D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> <td>SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）</td> <td>I系列^⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX</td> <td>I系列^⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>衛星通信装置（電話） IP-FAX</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所要数・系統数 ^①	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^③			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^④ が所要数を満足していない場合 又は B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合 又は C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^⑤ が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^⑥ が動作不能である場合 又は D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑧ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	10日 ^⑨ 10日 10日 ^⑨ 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。 無線連絡設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）	技術課長	無線連絡設備	8台	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	3か月に1回	技術課長及び保修課長	携帯型通話設備	24台	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑧ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^⑨ 10日	3か月に1回	技術課長及び保修課長	SPDSデータ表示装置	2台	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	I系列 ^⑩					緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX	I系列 ^⑪				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	衛星通信装置（電話） IP-FAX								
項目	設備	所要数・系統数 ^①					適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^③			確認事項																																																															
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																																																																	
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^④ が所要数を満足していない場合 又は B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合 又は C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^⑤ が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^⑥ が動作不能である場合 又は D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑧ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	10日 ^⑨ 10日 10日 ^⑨ 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。 無線連絡設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）	技術課長																																																																	
無線連絡設備	8台	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑦ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	3か月に1回	技術課長及び保修課長																																																																					
携帯型通話設備	24台	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑧ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^⑨ 10日	3か月に1回	技術課長及び保修課長																																																																					
SPDSデータ表示装置	2台	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																				
緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	I系列 ^⑩					緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX	I系列 ^⑪				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																		
衛星通信装置（電話） IP-FAX																																																																										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		緊急時対策箇所（指揮所）の設置に伴う変更											
前 更 変 更 後		83-20-1 通信連絡（続き）											
項目		設 備		所要数・ 系統数 ^{※1}		適用モード		所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
項目	設 備	所要数・ 系統数 ^{※1}	適用モード	条 件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当				
通信 連絡 設備	衛星携帯電話設備	14台	モード5、6及び使用燃料ビットに燃料体を拘束している期間	A.動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	A.1技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※6}	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回 (固定型)	技術課長				
	無線連絡設備	8台		B.動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B.1当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2当直課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		3か月に1回 (携帯型)	技術課長 及び 安全管理課長				
	携帯型通話設備	24台		C.緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^{※4} が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※5} が動作不能である場合	C.1技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※6}	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長				
	SPDSデータ表示装置	2台				速やかに ^{※6}		3か月に1回	技術課長				
	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^{※2}				速やかに ^{※6}		1か月に1回	技術課長				
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^{※2}				速やかに ^{※6}		1か月に1回	技術課長				
※1：1号炉及び2号炉の合計所要数・系統数													
※2：緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、A系又はB系のいずれかにより有線系、無線系又は衛星系回線で所内及び所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。													
※3：設備ごとに個別の条件が適用される。													
※4：サーバ切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。													
※5：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。													
※6：衛星携帯電話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。													
※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。													
※8：緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する設備については、通信機器の補充等をいう。													
項目		設 備		所要数・ 系統数 ^{※1}		適用モード		所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項		
項目	設 備	所要数・ 系統数 ^{※1}	適用モード	条 件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当				
通信 連絡 設備	衛星携帯電話設備	8台	モード5、6及び使用燃料ビットに燃料体を拘束している期間	A.動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	A.1技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※6}	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回 (固定型)	技術課長				
	無線連絡設備	8台		B.動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B.1当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2当直課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		3か月に1回 (携帯型)	技術課長 及び 安全管理課長				
	携帯型通話設備	24台		C.緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^{※4} が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※5} が動作不能である場合	C.1技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^{※6}	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長				
	SPDSデータ表示装置	2台				速やかに ^{※6}		3か月に1回	技術課長				
	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^{※2}				速やかに ^{※6}		1か月に1回	技術課長				
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^{※2}				速やかに ^{※6}		1か月に1回	技術課長				
※1：1号炉及び2号炉の合計所要数・系統数													
※2：緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、A系又はB系のいずれかにより有線系、無線系又は衛星系回線で所内及び所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。													
※3：設備ごとに個別の条件が適用される。													
※4：サーバ切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。													
※5：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。													
※6：衛星携帯電話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。													
※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。													
※8：緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する設備については、通信機器の補充等をいう。													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第87条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)	前	変更	後	備考										
・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更				<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更 <p>表 87-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>点検対象設備</th><th>第87条適用時期</th><th>点検時の措置</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第83条 (83-19-1)</td><td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td><td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>・緊急時対策所(指揮所)の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。</td><td>点検前^{※3}</td></tr> </tbody> </table> <p>※3:運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4:「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※4}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5:モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第83条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所(指揮所)の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 ^{※3}
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度										
第83条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所(指揮所)の立上げに影響を与えないよう、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 ^{※3}										
第87条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)				<p>表 87-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th><th>点検対象設備</th><th>第87条適用時期</th><th>点検時の措置</th><th>実施頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※3:運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4:「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※4}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5:モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度					
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
附 則	附 則	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、2021年7月9日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p> <p>・附則第3項を新たに追記する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考
<附則第3項 従前の例> (運転管理業務) 第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設 ^{※1} を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 <中 略> ※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設設備及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。 ※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。			・緊急時対策所（停車所）の設置に伴う変更

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<p style="text-align: right;"><附則第3項 従前の例></p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設※を除く。)を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排氣施設 <p style="text-align: right;"><中 略></p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設置及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p>	備 考
-----	-----	---	-----

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考																			
<附則第3項 従前の例>			・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更																			
83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備			<中 賴>																			
(3) 要求される措置																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td><td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合</td><td>A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。</td><td>48時間</td></tr> <tr> <td>モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間</td><td>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td><td>B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又はB. 2 保修課長は、代替措置^{※4}を得て実施する。 主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>48時間</td></tr> <tr> <td>モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間</td><td>C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等に対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。 A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> <tr> <td>モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間</td><td>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td><td>B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はB. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 又はB. 4 保修課長は、代替措置^{※4}を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間	モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又はB. 2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を得て実施する。 主任技術者の確認を得て実施する。	48時間	モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等に対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。 A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はB. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 又はB. 4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。	48時間																			
モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又はB. 2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を得て実施する。 主任技術者の確認を得て実施する。	48時間																			
モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等に対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。 A. 1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに																			
モード5、6及び便用済燃料ビック体にて燃料貯蔵している期間	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B. 1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 又はB. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 又はB. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 又はB. 4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を得て実施する措置を開始する。	速やかに																			
※4：代替品の補充等			※5：燃料補給を要する重大事故等対応設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車（中容量発電機車及び高圧発電機車）、直流水源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水用ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策所用発電機及び使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット蓋板装置用空気供給システム含む）をいう。																			
※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。																						

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考												
<附則第3項 従前の例>														
表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)														
83-19-1 代替電源設備からの給電														
		・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更												
(1) 運転上の制限	運転上の制限													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td colspan="2">代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> <td>1台×2※1 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること		適用モード	設 備	所要数	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台×2※1 ※2 ※2	
項目	運転上の制限													
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること													
適用モード	設 備	所要数												
モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台×2※1 ※2 ※2												
※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数														
※2：83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備において運転上の制限を定める。														
(2) 確認事項	確認事項													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻 度	担当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長					
項目	確認事項	頻 度	担当											
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長											
(3) 要求される措置	要求される措置	完了時間												
適用モード1、2、3及び4	条件													
A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※3を得て検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日												
B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合	B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※3を得て検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日												
C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間												
モード5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※3を得て実施する。 主任技術者の確認を得て開始する。	56時間 速やかに												
※3：代替品の補充等														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																								
<附則第3項 従前の例> 83-19-2 居住性の確保		・緊急時対策所(駐車所)の設置に伴う変更																								
(1) 運転上の制限																										
運転上の制限																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること 所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用モード</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 代替緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間</td> <td>1台※2 1基※2 400本以上※2 1個※2 1個※2 1個※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table>			項目	(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること 所要数	適用モード	代替緊急時対策所空気浄化ファン 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 代替緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	1台※2 1基※2 400本以上※2 1個※2 1個※2 1個※2 ※3																		
項目	(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること 所要数																									
適用モード	代替緊急時対策所空気浄化ファン 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 代替緊急時対策所エリアモニタ 可搬型エリアモニタ(加圧判断用)																									
モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体 を貯蔵している期間	1台※2 1基※2 400本以上※2 1個※2 1個※2 1個※2 ※3																									
※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット1基																										
※2：代替緊急時対策所当たりの合計所要数																										
※3：83-18-1 脂膜測定設備において運転上の制限を定める。																										
(2) 確認事項																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのようき除去効率(総合除去効率)が99.73% (有機ようき)以上及び99.99% (無機ようき)以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>			項目	確認事項	頻度	担当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのようき除去効率(総合除去効率)が99.73% (有機ようき)以上及び99.99% (無機ようき)以上であることを確認する。	1年に1回	防災課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長
項目	確認事項	頻度	担当																							
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのようき除去効率(総合除去効率)が99.73% (有機ようき)以上及び99.99% (無機ようき)以上であることを確認する。	1年に1回	防災課長																							
代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																							
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																							
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。	3か月に1回	防災課長																							
代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考
<附則第3項 従前の例>			
(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
	B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	E. 案件B、C又はDの措置を完了できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間
モード5及び使用済燃料ビックトに貯蔵している期間	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
	B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
	C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに

※4 : 代替品の補充等

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

	<p>変更前</p> <p><附則第3項 従前の例></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">備考</th><th colspan="10">緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td colspan="10"> <p>表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>83-20-1 通信連絡</p> </td></tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">設備</th><th rowspan="2">所要数・系統数^{※1}</th><th rowspan="2">適用モード</th><th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置^{※3}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td rowspan="6">通信連絡設備</td><td>衛星携帯電話設備</td><td>8台</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置^{※4}が所要数を満足していない場合</td><td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>10日^{※6} 10日</td><td>衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。</td><td>1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>8台</td><td></td><td>B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合</td><td>B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>10日 10日</td><td>無線連絡設備の通話確認を実施する。</td><td>3か月に1回</td><td>技術課長及び安全管理課長</td></tr> <tr> <td>携帯型通話設備</td><td>24台</td><td></td><td>C. 緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）^{※4}が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備^{※5}が動作不能である場合</td><td>C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>10日^{※6} 10日</td><td>携帯型通話設備の通話確認を実施する。</td><td>3か月に1回</td><td>登電課長及び保修課長</td></tr> <tr> <td>SPDSデータ表示装置</td><td>2台</td><td></td><td>D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合</td><td>D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>12時間 56時間</td><td>SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。</td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）</td><td>1系列^{※2}</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。</td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td><td>テレビ会議システム</td><td>1系列^{※2}</td><td></td><td></td><td></td><td>テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。</td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>IP電話</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>衛星通信装置（電話）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>IP-FAX</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	備考	緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更											<p>表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>83-20-1 通信連絡</p>										項目	設備	所要数・系統数 ^{※1}	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^{※6} 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）	技術課長	無線連絡設備	8台		B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	無線連絡設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	技術課長及び安全管理課長	携帯型通話設備	24台		C. 緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS） ^{※4} が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※5} が動作不能である場合	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^{※6} 10日	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	登電課長及び保修課長	SPDSデータ表示装置	2台		D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^{※2}					緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1系列 ^{※2}				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長			IP電話										衛星通信装置（電話）										IP-FAX							
備考	緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更																																																																																																																												
	<p>表 83-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>83-20-1 通信連絡</p>																																																																																																																												
項目	設備	所要数・系統数 ^{※1}	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項																																																																																																																						
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																																				
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^{※4} が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^{※6} 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型） 3か月に1回（携帯型）	技術課長																																																																																																																				
	無線連絡設備	8台		B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B. 2 当直課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	無線連絡設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	技術課長及び安全管理課長																																																																																																																				
	携帯型通話設備	24台		C. 緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS） ^{※4} が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※5} が動作不能である場合	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C. 2 技術課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ^{※6} 10日	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	登電課長及び保修課長																																																																																																																				
	SPDSデータ表示装置	2台		D. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																																																																				
	緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^{※2}					緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																																																																				
	総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1系列 ^{※2}				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																																																																				
		IP電話																																																																																																																											
		衛星通信装置（電話）																																																																																																																											
		IP-FAX																																																																																																																											

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">考 備</p> <p style="text-align: center;">・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">83-20-1 通信連絡（続き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設 備</th> <th rowspan="2">所要数・系統数^①</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置^③</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; transform: rotate(-90deg);">通信連絡設備</td><td>衛星携帯電話設備</td><td>8台</td><td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を折戻している期間</td><td>A. 動作可能な携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置^④が所要数を満足していない場合</td><td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置^⑤を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに^⑥</td><td>衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。</td><td>1か月に1回（固定型）</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>8台</td><td></td><td>B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合</td><td>B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B. 2 当直課長は、代替措置^⑤を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに</td><td>無線連絡設備の通話確認を実施する。</td><td>3か月に1回（携帯型）</td><td>技術課長及び安全管理課長</td></tr> <tr> <td>携帯型通話設備</td><td>24台</td><td></td><td></td><td></td><td>速やかに</td><td>携帯型通話設備の通話確認を実施する。</td><td>3か月に1回</td><td>発電課長及び保修課長</td></tr> <tr> <td>SPDSデータ表示装置</td><td>2台</td><td></td><td>C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）^⑦が動作不能である場合</td><td>C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C. 2 技術課長は、代替措置^⑤を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに^⑥</td><td>SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。</td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）</td><td>1系列^⑧</td><td></td><td>又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備^⑨が動作不能である場合</td><td></td><td>速やかに</td><td>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。 テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。</td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td><td>1系列^⑧</td><td></td><td></td><td>IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX</td><td></td><td></td><td></td><td>1か月に1回</td><td>技術課長</td></tr> </tbody> </table>	項目	設 備	所要数・系統数 ^①	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^③			確認事項			条 件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を折戻している期間	A. 動作可能な携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^④ が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^⑥	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型）	技術課長	無線連絡設備	8台		B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	無線連絡設備の通話確認を実施する。	3か月に1回（携帯型）	技術課長及び安全管理課長	携帯型通話設備	24台				速やかに	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	発電課長及び保修課長	SPDSデータ表示装置	2台		C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^⑦ が動作不能である場合	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^⑥	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^⑧		又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^⑨ が動作不能である場合		速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。 テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^⑧			IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX				1か月に1回	技術課長
項目	設 備					所要数・系統数 ^①	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^③			確認事項																																																														
		条 件	措 置	完了時間	項目			頻 度	担 当																																																																
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	8台	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を折戻している期間	A. 動作可能な携帯電話設備、無線連絡設備又はSPDSデータ表示装置 ^④ が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^⑥	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回（固定型）	技術課長																																																																
	無線連絡設備	8台		B. 動作可能な携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B. 1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B. 2 当直課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	無線連絡設備の通話確認を実施する。	3か月に1回（携帯型）	技術課長及び安全管理課長																																																																
	携帯型通話設備	24台				速やかに	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	発電課長及び保修課長																																																																
	SPDSデータ表示装置	2台		C. 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS） ^⑦ が動作不能である場合	C. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C. 2 技術課長は、代替措置 ^⑤ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに ^⑥	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																
	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	1系列 ^⑧		又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^⑨ が動作不能である場合		速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送確認を実施する。 テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAXの通話通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 ^⑧			IP電話 衛星通信装置（電話） IP-FAX				1か月に1回	技術課長																																																																
<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;"><附則第3項 従前の例></p>																																																																								
<p style="text-align: center;">変 更 前</p>	<p style="text-align: right;">(規定なし)</p>																																																																								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考										
<附則第3項 従前の例> 第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	<p>表 87-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第87条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度						<p>(規定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行っために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、(ばい煙発生時、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p> <p style="text-align: center;">(規定なし)</p>				・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下水碎物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンバの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路保護運転による建屋内への降下水碎物の侵入防止を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下水碎物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</p> <p><以下、省略></p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>重大事故等及び大規模壊滅対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備 ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(b) 対策組織の構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチエンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(x) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、代替緊急時対策所に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p><中 略></p>				・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考
<p><附則第3項 従前の例> (続き)</p> <p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システムデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた代替緊急時対策所</p> <p>b 實施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(ア) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p>			・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>	備 考
		<p style="text-align: center;">重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p style="text-align: right;">・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更</p> <p>表－1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等 表－2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 表－4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 表－6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 表－7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 表－8 原子炉格納容器下部の溢融炉心を冷却するための手順等 表－9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 表－10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等 表－11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等 表－12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 表－13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 表－14 電源の確保に関する手順等 表－15 事故時の計画に関する手順等 表－16 中央制御室の居住性等に関する手順等 表－17 監視測定等に関する手順等 表－18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所） 表－19 通信連絡に関する手順等 表－20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<p style="text-align: center;"><附則第3項 従前の例></p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所)</p> <p>① 方針目的 代替緊急時対策所に關し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いう緊急時対策本部員が代替緊急時対策所にとどまり重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうとともに、発電所内外の通信連絡を行いう必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するためには必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いう緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1 代替緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化フィルタを通氣することにより放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流電力喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時対策所内へ代替緊急時対策所エリモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <th style="width: 10%;">備 考</th>	備 考
表-18		・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更 後	備 考
<附則第3項 従前の例>			<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人數の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるために交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行ふ緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置側へ切替える。</p>
<p>（規定なし）</p> <p>必要な指示及び通信連絡</p> <p>重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡に関する以下の事項について明確にする。</p> <p>1 重大事故等に対処するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集する。</p>			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<附則第3項 従前の例>				
				<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPS) 及び SPS データ表示装置により重大事故等に対応するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p> <p>必要な数の要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対応するためには必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対応するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備とともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エリモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>	備 考
		<p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、代替緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、切替えが必要となった場合、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について</p> <p>緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、代替緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器への給電については、大容量空冷式発電機により実施する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照。</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電機から給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立て時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所用発電機には固体廃棄物貯蔵庫近傍に設置している燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時ににおける代替緊急時対策所用発電機の起動を行</p> <p>う。</p> <p>ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順</p> <p>(7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前					備 考
<p style="margin-top: 10px;"><附則第3項 従前の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行 う。</p> <p>工 代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所用発電機を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料 油貯蔵タンクからタンクローリーへ給油し、代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給を行 う。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運動手順 緊急時対策本部は、フレーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機 を起動して無負荷運動で待機させる。フレーム通過中に発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切替える。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 燃料補給 代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運動における燃料補給作業着手時間となれば 燃料油貯蔵タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運動時の給油 間隔を目安に実施する。 重大事故等時 7 日間運動継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表－14「電 源の確保に関する手順等」参照</p> </div>	<p>緊急時対策所（待機所）の設 置に伴う変更</p>					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>		備 考
				・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更
操作手順 19. 通信連絡に関する手順等		表-19		
<p>① 力針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通信設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。</p>				
(規定なし)				(配慮すべき事項)
				<p>1 計測等を行つた時に重要なハラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の時に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通信設備を使用し、現場又は中央制御室と代替緊急時対策所との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行つための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>		備 考
		<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った時に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び組合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、組合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」参照</p>		<p>・緊急時対策所（停車所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表-20 重大事故等対策における操作の成立性（5／5）					
操作手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	備考
15 可搬型計測器によるバーマータ計測又は監視※	係修対応要員	1	20分		緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更
16 中央制御室換気空調設備の運転手順等※	係修対応要員 通報員等(中央制御室)	8 1	45分		
代替空気(窒素)によるアニヨニア空気消化設備の運転※ 空気中の放射性物質の濃度測定				No.10にて整備する。	
海水、海水測定	安全警戒班	2	2時間		
海上モニタリング測定準備	安全警戒班	2	2時間		
海上モニタリング測定	安全警戒班	2	1時間		
可搬型エアモニタ装置・測定	安全警戒班	2	1時間		
モニタリングステーション及び下モニタリングホストのバッテリーランドドロップ対策	安全警戒班	2	3時間		
可搬型空気監視測定装置監視・測定	安全警戒班	2	2時間		
代替緊急時対策所空気消化装置運転;	織振班	4	3時間		
代替緊急時対策所空気消化装置運転;	緊急時対策本部要員 (織振班他)	1	20分		
代替緊急時対策所用ガス供給装置による空気供給作業	緊急時対策本部要員 (織振班他)	1	20分		
代替緊急時対策所用発電機起動作業	緊急時対策本部要員 (織振班他)	1	20分		
代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (織振班他)	1	10分		
代替緊急時対策所用発電燃料供給	緊急時対策本部要員 (織振班他)	6	1時間20分		
19 (成文化が要求される対応手段なし)	—	—	—		

四

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 ・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況 においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(i) ブルーム放送時及びフィルメント時には、最低限必要な対応要員は代替緊急時対策所に とどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急 時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行ふに当たっての拠点は、 とする。 また、代替緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	<附則第3項 従前の例>	変 更 後	備 考
		<p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるよう情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p><中 略></p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(1) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は代替緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>		<p>・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第3項 従前の例></p> <p>APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p>		<p>・緊急時対策所（待機所）の設置に伴う変更</p>

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後
火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
1 火災	1 火災
防災課長は、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	防災課長は、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。
<中略>	<中略>
1.5 手順書の整備	1.5 手順書の整備
<中略>	<中略>
(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。
<中略>	<中略>
サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。	サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンバーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。
シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。	シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。
<以下、省略>	<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	備 考
3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	<中 略>	3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	<中 略>
3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	<中 略>	3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	<中 略>
イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	<中 略>	イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更 ・防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	<中 略>
キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。	<以下、省略>	キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。	<以下、省略>	<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	変 前	更 後	変 更	備 考
1 重大事故等対策	<中 路>	1 重大事故等対策	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	
1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備		1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備		
(1) 体制の整備		(1) 体制の整備		
ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織及びその支機能及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。		ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織及びその支機能及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。		
<中 路>		<中 路>		
(カ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。		(カ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。		
<中 路>		<中 路>		
c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチエンシングエンジニア設置を行う。		c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチエンシングエンジニア設置を行う。		
<中 路>		<中 路>		
(ス) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。		(ス) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。		
<中 路>		<中 路>		
b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、代替緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。		b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、代替緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。		
<中 路>		<中 路>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	(続き)	備 考
<p>(ア) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システムデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた代替緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p>(ア) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのペラメータを確認するための緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所）</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p><以下、省略></p>	<p>・記載の適正化に伴う変更 （記載内容の明確化） ・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更	変	後	備 考
<p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表－1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等 表－2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 表－4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 表－6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－7 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－8 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－10 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－11 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－12 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－13 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－14 電源の確保に関する手順等 表－15 事故時の計装に関する手順等 表－16 中央制御室の居住性等に関する手順等 表－17 監視測定等に関する手順等 表－18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所) 表－19 通信連絡に関する手順等 表－20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表－1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等 表－2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 表－4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表－5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 表－6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 表－7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 表－8 原子炉格納容器下部の溢融炉心を冷却するための手順等 表－9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 表－10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等 表－11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等 表－12 発電所外への放射性物質の放出を抑制するための手順等 表－13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 表－14 電源の確保に関する手順等 表－15 事故時の計装に関する手順等 表－16 中央制御室の居住性等に関する手順等 表－17 監視測定等に関する手順等 表－18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所)) 表－19 通信連絡に関する手順等 表－20 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>・緊急時対策所 (指揮所) の設置に伴う変更</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更 後	備 考
<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）</p> <p>① 方針目的 代替緊急時対策所に開し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するためには指示を行う緊急時対策本部要員が代替緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するためには指示を行う緊急時対策所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1 代替緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指揮所）を立上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化フィルタを通して空気浄化する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気淨化装置を起動する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時対策所内へ代替緊急時対策所エアセニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所（指揮所）に開し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するためには指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指揮所）にとどまり、重大事故等に対処するためには指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所（指揮所）立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指揮所）を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エアセニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p>表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所））</p> <p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタは表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p>	<p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順」参照。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>
<p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策本部において</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するためには必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、ハラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から緊急時対策所加圧設備側へ切替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所空気浄化設備へ切替える。</p>	<p>必要な指示及び通信連絡</p> <p>重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡について明確にする。</p> <p>1 重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なプラントハラメータ等を監視又は収集する。</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>
<p>必要的な数の要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や見え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>	<p>必要的な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や見え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>	<p>必要的な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について (1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や見え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な数の緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及 び防護具の着替え等を行ったためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、代替 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所空気浄化装置の切替手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切 替えが必要となった場合、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、 線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及 び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指揮所）内の 環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時 対策所（指揮所）へ給電する。 なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の機器について は、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電 機から給電する。 (1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、 全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。 (2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。 (3) 代替緊急時対策所用発電機には固体廃棄物貯蔵庫近傍に設置している燃料油貯蔵タンクより 給油する。 ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行 う。 ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順</p>	<p>緊急時対策所（指揮所）の設 置に伴う変更</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及 び防護具の着替え等を行ったためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、 緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になつた場合に 運用する。</p> <p>(3) 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切 替えが必要となった場合、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、 線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及 び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所（指揮所）内の 環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時 対策所（指揮所）へ給電する。 なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の機器について は、代替電源として大容量空冷式発電機により給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電 機から給電する。 (1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、 全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。 (2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。 (3) 代替緊急時対策所用発電機には固体廃棄物貯蔵庫近傍に設置している燃料油貯蔵タンクより 給油する。 ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。</p> <p>イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行 う。 ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設 置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 替	後	備 考
<p>緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行 う。</p> <p>工 代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料給油手順</p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所用発電機を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料 油貯蔵タンクからタンクローリーへ給油し、代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給を行 う。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、フルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機 を起動して無負荷運転で待機させる。フルーム通過中に発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切替える。</p>	<p>緊急時対策本部は、緊急時対策所用発電機車の切替えを行う。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>	
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば 燃料油貯蔵タンク及びタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油 間隔を目安に実施する。</p> <p>重大事故等時 7 日間運転継続するためには必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電 源の確保に関する手順等」参照</p>	<p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急 時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電 機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されている ことを確認する。</p> <p>重大事故等時 7 日間運転継続するためには必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用 発電機車用燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考
			表-19
操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	操作手順 19. 通信連絡に関する手順等
① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行なうことを目的とする。	② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行なうために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線電話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) また、データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを共用するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。	② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）との間で相互に通信連絡を行なうために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線電話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）へ重大事故等に対処するために必要なデータを共用するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。	② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指揮所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。
			(配慮すべき事項) 発電所外（社内外）との通信連絡 1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指揮所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。
			(配慮すべき事項) 発電所外（社内外）との通信連絡 1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 (1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	
<p>(配電すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流水源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、代管緊急時対策所と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所（指揮所）」参照。</p>	<p>(配電すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なハラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流水源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なハラメータ等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所（指揮所）」参照。</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表-20 重大事故等対策における操作の成立性（5／5）

変 前						変 更 後						備 考		
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（5／5）														
操作手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間
15 可搬型計測器によるペラメータ計測又は監視 ^{a)}	保修対応要員	1	20分		15 可搬型計測器によるペラメータ計測又は監視 ^{a)}	保修対応要員	1	20分		15 可搬型計測器によるペラメータ計測又は監視 ^{a)}	保修対応要員	1	20分	
中央制御室換気空調設備の運転手順等 ^{a)}	保修対応要員	8			16 中央制御室換気空調設備の運転手順等 ^{a)}	保修対応要員	8			16 中央制御室換気空氣淨化設備の運転手順等 ^{a)}	運転員等(中央制御室)	1	45分	
代替空気(窒素)によるアニュラス空氣淨化設備の運転 ^{a)}	運転員等(中央制御室)	1			代替空気(窒素)によるアニュラス空氣淨化設備の運転 ^{a)}	No. 10にて整備する。				No. 10にて整備する。				
可搬型モニタリングボスト設置・測定	安全管別班	2		2時間	可搬型モニタリングボスト設置・測定	安全管別班	2		2時間	可搬型モニタリングボスト設置・測定	安全管別班	2		2時間
空気中の放射性物質の濃度測定	安全管別班	2		1時間	空気中の放射性物質の濃度測定	安全管別班	2		1時間	空気中の放射性物質の濃度測定	安全管別班	2		1時間
海水、海水測定	安全管別班	3		3時間	海水、海水測定	安全管別班	3		3時間	海水、海水測定	安全管別班	3		3時間
海上モニタリング測定装置	海上モニタリング測定装置	2		2時間	海上モニタリング測定装置	海上モニタリング測定装置	2		2時間	海上モニタリング測定装置	海上モニタリング測定装置	2		2時間
可搬型エリモニタ配置・測定	安全管別班	2		2時間	可搬型エリモニタ配置・測定	安全管別班	2		2時間	可搬型エリモニタ配置・測定	安全管別班	2		2時間
モニタリングステーション及びモニタリングボストのバッテリーチェック	モニタリングボストのバッテリーチェック	2		2時間	モニタリングステーション及びモニタリングボストのバッテリーチェック	モニタリングボストのバッテリーチェック	2		2時間	モニタリングステーション及びモニタリングボストのバッテリーチェック	モニタリングボストのバッテリーチェック	2		2時間
可搬型気象観測装置設置・測定	総括班	4		3時間	可搬型気象観測装置設置・測定	総括班	4		3時間	緊急時対策所用空氣淨化設備重量 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	2	20分	
代替緊急時対策所空氣淨化裝置運送 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	1		20分	緊急時対策所用空氣淨化設備重量 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	2			緊急時対策所用空氣淨化設備重量 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	6	30分	
代替緊急時対策所加压設備による空氣供給装置 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	1		20分	緊急時対策所用空氣淨化設備重量 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	6			緊急時対策所用空氣淨化設備重量 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	4	15分	
代替緊急時対策所用発電機起動装置 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	1		20分	緊急時対策所用発電機起動装置 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	4			緊急時対策所用発電機起動装置 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	4	10分	
代替緊急時対策所用発電機起動 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	1		10分	緊急時対策所用発電機起動 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	4			緊急時対策所用発電機起動 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	—	—	
代替緊急時対策所用発電燃料補給 ^{b)}	緊急時対策本部要員 (總括班他)	6		1時間20分	(成立性が要求される対応手段なし)		—			(成立性が要求される対応手段なし)		—	—	
19 (成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	—	※有効性評価の重要事項シーケンスに係る対応手段									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 前	変 更	後	備 考
2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 ＜中 略＞	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 ＜中 略＞	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 ＜中 略＞	2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 ・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更	
2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 ＜中 略＞	2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 ＜中 略＞	2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 （1）体制の整備 ＜中 略＞	2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 （1）体制の整備 ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 ＜中 略＞	ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 ・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更
（i）ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は代替緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。 ＜中 略＞	（i）ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は代替緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。 ＜中 略＞	（i）ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所（指揮所）にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。	（i）ブルーム放送時及びフィルタメント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所（指揮所）にとどまり、ブルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。	
対応拠点 イ 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所（指揮所）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、 とする。 また、緊急時対策所（指揮所）外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。 ＜中 略＞	対応拠点 イ 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所（指揮所）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、 とする。 また、緊急時対策所（指揮所）外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。 ＜中 略＞	対応拠点 イ 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所（指揮所）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、 とする。	対応拠点 イ 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所（指揮所）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は、 とする。	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
2.2 手順書の整備	2.2 手順書の整備	
<中 略>	<中 略>	
(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮	(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮	
<中 略>	<中 略>	
ウ 防災課長及び各電調長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報を種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にして、規定文書に定める。	・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更	
<中 略>	ウ 防災課長及び各電調長は、中央制御室及び緊急時対策所(指揮所)が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報を種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にして、規定文書に定める。	
(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作	
<中 略>	<中 略>	
ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	
<中 略>	<中 略>	
(i) 緩和操作を選択するための判断フロー	(i) 緩和操作を選択するための判断フロー	
<中 略>	<中 略>	
中央制御室又は代替緊急時対策所(指揮所)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。	中央制御室又は緊急時対策所(指揮所)での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。	
<以下、省略>	<以下、省略>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考		
APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順	APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順	表-26		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</th> </tr> </thead> </table>	操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順	<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</th> </tr> </thead> </table>	操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更
操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順				
操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順				